

# 重要文化財旧ハンター住宅解体工事

## 事業契約書（案）

令和8年10月

神戸市

【事業者名】

- 1 事業名 重要文化財旧ハンター住宅解体工事
- 2 履行場所 神戸市灘区王子町3-1 (神戸市立王子動物園内)
- 3 履行期間 自 契約締結日の翌日 至 令和10年3月30日(木)  
なお、本事業の担保期間は工事目的物引き渡しを受けた日から12か月間とする。
- 4 契約金額 総支払額 金【 】円  
(うち消費税及び地方消費税相当額 金【 】円)  
ただし、この契約の定めるところに従って金額の改定又は減額がなされた場合には、当該改定又は減額がなされた金額とする。
- 5 契約保証金 第47条に記載のとおり

重要文化財旧ハンター住宅解体工事(以下「本事業」という。)について、発注者と受注者とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって事業契約(以下「本件契約」という。)を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。本件契約締結の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、発注者が1通、受注者が1通を保有する。

令和【 】年【 】月【 】日

発注者 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
神戸市  
神戸市長 久元喜造

受注者 神戸市【 】  
【 】  
代表取締役 【 】

## 目 次

第1章 総則 .....	1
第1条（目的等） .....	1
第2条（本事業遂行の指針） .....	1
第3条（事業実施場所） .....	1
第4条（契約期間） .....	2
第5条（事業日程） .....	2
第6条（発注者の担当者） .....	2
第7条（受注者が第三者に与えた損害） .....	3
第2章 設計業務 .....	3
第1節 事前調査 .....	3
第8条（事前調査） .....	3
第9条（アスベストの処置） .....	4
第10条（PCB使用機器の処置等） .....	4
第11条（事前調査に関する第三者の使用） .....	4
第12条（事前調査責任） .....	5
第2節 設計業務 .....	5
第13条（設計） .....	5
第14条（管理技術者） .....	5
第15条（進捗状況の報告） .....	5
第16条（設計業務における再委託） .....	6
第17条（管理技術者等に関する措置請求） .....	6
第18条（設計の完了） .....	7
第19条（発注者の請求による設計の変更） .....	7
第20条（受注者の請求による設計の変更） .....	8
第3章 施工及び工事監理業務 .....	8
第1節 総則 .....	8
第21条（施工に関する基本方針） .....	8
第22条（施工） .....	9
第23条（施工に関する許認可及び届出等） .....	9
第24条（工事検査） .....	9
第25条（現場代理人等） .....	10
第26条（工事監理） .....	10

第27条（化学物質の濃度測定）	11
第28条（事業実施場所の管理等）	11
第29条（施工及び工事監理における再委託）	12
第30条（施工及び工事監理責任）	12
第31条（現場代理人等に対する措置要求）	12
第32条（安全性の確保）	12
第33条（施工に伴う近隣対策等）	13
第2節 発注者による確認	13
第34条（発注者による説明要求及び事業実施場所立会い等）	13
第35条（中間確認）	14
第3節 完成検査	14
第36条（完成検査）	14
第37条（部分使用）	15
第4節 工期等の変更等	15
第38条（工期）	15
第39条（工期の変更）	15
第40条（工期の延長変更による費用等の負担）	16
第41条（工期の遅延による費用等の負担及び違約金）	17
第42条（工事の中止）	17
第43条（危険負担等）	18
第44条（契約不適合責任）	19
第45条（契約不適合責任期間等）	19
第5節 その他業務	20
第46条（交付金の申請手続のための協力業務）	20
第4章 契約保証金等	21
第47条（契約保証金等）	21
第5章 委託料の支払	22
第48条（委託料の金額）	22
第49条（賃金又は物価の変動に基づく委託料の変更）	22
第50条（委託料の支払）	23
第51条（前金払）	23
第52条（保証契約の変更）	24
第53条（前払金の使用等）	25
第54条（保証契約の解除）	25

第55条（部分払）	25
第56条（債務負担行為に係る契約の特則）	26
第57条（債務負担行為に係る契約の前金払の特則）	26
第58条（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）	27
第6章 契約の終了等	27
第59条（発注者による契約解除）	28
第60条（独占禁止法違反等を理由とする発注者による契約解除）	29
第61条（適正な賃金の支払に関する措置）	32
第62条（受注者の社会保険加入義務）	33
第63条（下請負人の社会保険加入義務）	34
第64条（受注者による契約解除）	35
第65条（任意解除権の留保）	36
第7章 不可抗力事由又は法令改正等による契約内容の変更等	37
第66条（不可抗力事由に基づく解除）	37
第67条（本事業に係る直接法令改正等が行われた場合等の解除）	38
第68条（解除に伴う措置）	38
第69条（不可抗力事由による契約内容の変更等）	39
第70条（法令改正等による契約内容の変更等）	40
第71条（不可抗力事由による追加費用又は損害の負担）	40
第72条（法令改正等による追加費用又は損害の負担）	41
第73条（事由の複合による追加費用又は損害の負担）	42
第8章 その他	42
第74条（関連工事の調整）	42
第75条（協議等）	42
第76条（公租公課の負担）	42
第77条（契約上の地位等の譲渡）	43
第78条（秘密保持）	43
第79条（著作権の譲渡等）	44
第80条（著作者人格権の制限）	45
第81条（特許権等）	45
第82条（相殺）	46
第83条（付保すべき保険等）	46
第84条（遅延損害金）	46
第9章 雑則	48

第85条（請求、通知等の様式等） .....	48
第86条（準抛法） .....	48
第87条（管轄裁判所） .....	48
第88条（定めのない事項等） .....	48
第89条（仮契約） .....	48
第90条別紙1 定義集.....	50

## 第1章 総則

### (目的等)

第1条 本件契約は、発注者及び受注者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

2 本件契約において使用する用語は、本件契約に別途定義されているものを除き、別紙1の定義集において定義された意味を有する。

### (本事業遂行の指針)

第2条 発注者及び受注者は、本事業を、事業指針に従って遂行しなければならない。

2 発注者及び受注者は、本件契約と事業指針に当たるその他の文書との間に内容の相違がある場合は本件契約の内容を優先する。

3 本件契約に記載のない事項についてその他の書類相互間に内容の相違がある場合には、以下の順に従って本事業を遂行するものとする。

(1) 事業説明書（以下「事業説明書」という。）に関する質問への回答

(2) 事業説明書

(3) 事業者提出書類

なお、同一順位の書類間に内容の相違がある場合には、発注者の選択に従うものとする。ただし、上記(3)の事業者提出書類間における内容相違がある場合については、発注者は事前に受注者と協議したうえで判断するものとする。また、事業者提出書類の水準が上記(1)、(2)に記載の水準を上回る部分については、事業者提出書類の記載が優先する。

4 受注者は、本事業の遂行に当たっては、発注者の要望事項を可能な限り尊重するものとする。

5 本件契約上の受注者の義務の履行に関連する一切の費用は、全て受注者が負担するものとし、また本事業に関する受注者の資金調達は、本件契約に別段の規定がある場合を除き、全て受注者が自己の責任において行うものとする。

6 受注者は、発注者が本事業に関し、起債、補助金若しくは交付金を申請する場合又は許認可の取得若しくは届出等を行う場合は、当該手続に必要な資料の提出、技術的協力及び書類作成業務その他発注者が必要とする事項について、受注者の費用負担にて、協力するものとする。

### (事業実施場所)

第3条 本事業を実施する場所は、要求水準書に定める施設及びその他本事業を実施す

るに当たって必要となる場所とする。

(契約期間)

第4条 本件契約の期間は、頭書の履行期間の項の記載のとおりとする。

(事業日程)

第5条 受注者は、本件契約締結後 14 日以内に業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 本件契約の他の条項の規定により履行期間又は契約内容が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「本件契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前項の規定を準用する。
- 4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(発注者の担当者)

第6条 発注者は、総括係員、主任係員及び係員を置き、本件契約の他の条項に定めるもののほか、その氏名を受注者に通知しなければならない。総括係員、主任係員及び係員を変更した時も同様とする。

2 総括係員、主任係員及び係員は、次に掲げる権限を有するものとする。

(1) 設計業務における権限

ア 発注者の意図する設計成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者（設計）及び設計担当者に対する業務に関する指示

イ 要求水準書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質疑に対する承諾又は回答

ウ 契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者（設計）及び設計担当者との協議

エ 設計業務の進捗の確認、要求水準書と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

(2) 工事業務における権限

ア 契約の履行に関する受注者又は受注者の監理技術者等又は補助員に対する指示、承諾又は協議

イ 工事業務の施工のために受注者が作成した詳細図等の承諾（受注者の工事監

理者が行うものを除く)

ウ 工事業務の工程の管理、立会い、施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査

(3) 工事監理業務における権限

ア 発注者の意図する工事監理業務を完了させるための受注者又は受注者の工事監理者に対する業務に関する指示

イ 要求水準書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質疑に対する承諾又は回答

ウ 契約の履行に関する受注者又は受注者の工事監理者との協議

エ 工事監理業務の進捗の確認、要求水準書及び本事業の設計業務の成果品の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 前項の規定に基づく総括係員、主任係員及び係員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

4 本件契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、係員を経由して行うものとする。この場合においては、係員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(受注者が第三者に与えた損害)

第7条 受注者が本事業を行うにつき、第三者に損害を与えた場合、受注者は、本件契約に基づき受注者の負担すべき損害を、当該第三者に対して賠償しなければならない。

2 発注者は、前項に規定する損害を第三者に賠償する場合、事前に受注者に通知するものとし、発注者が第三者に対する賠償を行ったときは、受注者に対し、賠償した金額を求償することができる。受注者は、発注者からの請求を受けた場合には、速やかにその全額を支払わなければならない。

## 第2章 設計業務

### 第1節 事前調査

(事前調査)

第8条 受注者は、自己の責任及び費用において、本件契約締結後、工事の設計、施工、監理及びその他本件契約に規定する業務の実施に必要な事前調査を行わせなければならない。

- 2 受注者は、前項の事前調査に当たっては、事業実施場所の活動等に支障のないよう、その実施日程及び実施方法等について、発注者と十分協議し、実施するものとする。
- 3 受注者が第1項の事前調査を行った結果、事業実施場所が施工に支障を来す状態にある場合には、発注者と受注者は当該状態の除去修復の必要性や方法等について協議を行うものとし、協議の結果に基づいて、発注者は、受注者が実施した除去修復に起因して受注者に発生した追加費用のうち、合理的な費用を負担するものとし、受注者は、当該追加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて発注者に請求するものとする。

(アスベストの処置)

第9条 前条の事前調査その他工事の過程で、対象施設におけるアスベストの使用が認められた場合には、固化処理が行われたアスベスト含有建材を除き、受注者は、直ちに発注者に報告するとともに、その除去処分方法（大気汚染防止法、石綿障害防止規則及び兵庫県環境の保全と創造に関する条例等の関係する法令に則った方法でなければならない。）について、予め発注者に提案し発注者の承諾を得るものとする。

- 2 発注者は、前項の発注者の承諾した方法による対象施設に存する当該アスベストの除去処分に起因して受注者に発生した追加費用のうち、合理的な範囲の費用を負担する。受注者は当該アスベストの除去処分に起因して発生した追加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて発注者に請求するものとする。

(PCB使用機器の処置等)

第10条 受注者は、放電灯安定器等の撤去その他対象施設における設備機器を撤去するに当たっては、必ずPCBの使用の有無を確認しなければならず、PCBの使用が判明した設備機器があるときは、直ちに発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、前項の確認によりPCBの使用が判明した設備機器につき、自らの責任及び費用負担により市が指定する場所に集積するものとする。

(事前調査に関する第三者の使用)

第11条 受注者は、第8条の事前調査業務を行うに当たって、第三者を使用する場合、事前に発注者に届け出てその承諾を得なければならない。

なお、使用する第三者が更に第三者を使用する場合にも発注者の事前の承諾を得ることを、第三者を使用する場合についての発注者の承諾条件とする。

(事前調査責任)

第12条 受注者が、第8条の規定により実施した調査の不備、誤り等から発生する一切の責任は受注者がこれを負担するものとし、発注者は当該不備、誤り等に起因して発生する一切の追加費用を負担しない。

2 第8条の事前調査業務に関する第三者の使用はすべて受注者の責任において行うものとし、事前調査業務に関して受注者直接又は間接に使用する第三者の行為はすべて受注者の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて受注者の責めに帰すべき事由として、受注者が責任を負うものとする。

3 事業説明書等に記載する図面、データ等は、あくまでも参考資料として提供されるものであり、発注者は、これら資料の提供を理由として、本件契約に基づいて受注者が行う業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

## 第2節 設計業務

(設計)

第13条 受注者は、本件契約の締結後速やかに、法令を遵守のうえ、事業指針に基づき、かつ前節に規定する事前調査の結果を踏まえ、各種共通仕様書等を遵守するとともに、発注者との十分な協議をし、設計を行うものとする。

2 受注者は、既存の建物等への影響が極力少なくなるよう配慮して、前項所定の設計を行わせる。

3 受注者は、本章に規定する設計及びこれに付随して行う業務を実施するに当たっては、その時期及び実施方法等について、事前に発注者と十分に協議させ、事業実施場所の活動等に支障がないよう留意しなければならない。

(管理技術者)

第14条 受注者は、設計業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、発注者に対し、その氏名その他必要な事項を通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者は、設計業務の履行に関し、設計業務の管理及び統轄を行うことができる。ただし、受注者が管理技術者に委任する権限（契約書の規定により行使できないとされた権限を除く。）を制限する場合は、発注者に、あらかじめ通知しなければならない。

(進捗状況の報告)

第15条 受注者は、発注者に対し、各事業実施場所についての設計の進捗状況に関して、書面・電子メール等により定期的に報告しなければならない。

2 前項にかかわらず、発注者は、設計の進捗状況に関して、適宜、受注者に対して報告を求めることができるものとする。

3 発注者は、前2項の報告を理由として、設計及び施工の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

(設計業務における再委託)

第16条 受注者は、設計業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を、再委託等してはならない。

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く）、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託等する場合は、発注者の承諾を得なくともよいものとする。

3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託等に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、設計業務の一部を再委託等する場合は、履行させる業務の内容を記した書面により行うこととする。なお、前項の再委託先が発注機関の神戸市競争入札参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

5 受注者は、複数の段階で再委託等が行われるときは、当該複数の段階の再委託等の相手方の住所、氏名及び当該複数の段階の再委託等の相手方がそれぞれ行う業務の範囲を記載した書面を更に詳細な業務計画に係る資料として、係員に提出しなければならない。

6 受注者は、協力者に対して、再委託等した業務の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。

(管理技術者等に関する措置請求)

第17条 発注者は、管理技術者、受注者の使用人、又は第11条若しくは第16条第2項の規定による第三者が、その業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、市係員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発

注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(設計の完了)

第18条 受注者は、施設単位で設計を行い、これらを完了した場合には、その都度、発注者に対し、速やかに別途発注者が指示する書類等を提出する。

- 2 発注者は、書類等と事業指針との間に客観的な不一致があることが判明したときは、速やかに当該不一致を生じている設計箇所及びその内容を受注者に対して通知し、修正を求めることができる。
- 3 受注者が前項の規定による通知を受領した場合、受注者は、自己の責任と費用において、速やかに当該不一致を是正し、是正結果を発注者に報告し、発注者は速やかにその結果を確認する。
- 4 前項に基づく是正に起因して、施工の遅延が見込まれる場合の工期の変更及びその変更による費用等の負担は、第40条第2項及び第41条第3項の規定に従うものとする。
- 5 発注者は、第1項に規定する書類等を受領したこと、受注者に対して第2項に規定する通知を行ったこと又は第3項の規定に従い確認を行ったことのいずれを理由としても、設計及び施工の全部又は一部のいずれについても何らの責任を負担するものではない。

(発注者の請求による設計の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、完成前であると完成後であることを問わず、受注者に対して、工期の変更を伴わず、かつ事業指針の範囲を逸脱しない限度で、変更内容を記載した書面を交付して、設計変更を求めることができる。この場合、受注者は、当該変更の要否及び受注者の本事業の実施に与える影響を検討し、発注者に対して発注者からの設計変更請求を受けてから速やかに、その検討結果を通知しなければならない。発注者は、かかる受注者の検討結果を踏まえて設計変更の要否を最終的に決定し、受注者に通知する。

- 2 発注者が、工期の変更を伴う設計変更又は事業指針の範囲を逸脱する設計変更の提案を行った場合、受注者はその当否及び費用負担について発注者との協議に応じるものとし、協議が調った場合には、設計変更を合意して実施するものとする。

- 3 前2項の規定に従い、発注者の責めに帰すべき事由に基づき、受注者が設計変更を行った場合に、当該変更により受注者に追加費用又は損害が発生したときは、受注者は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて発注者に請求し、発注者は当該追加費用又は損害を合理的な範囲内において負担するものとし、負担方法については受注者と協議する。また、当該設計変更により、本件契約に基づく受注者の業務に係る費用が増減したときは、第5章の規定に基づいて支払われる対価の支払額を増減する。
- 4 第1項又は第2項の設計変更に起因する工期の変更については、第39条第1項及び第3項を準用する。

(受注者の請求による設計の変更)

第20条 受注者は、発注者の事前の承諾を得た場合を除き、設計変更を行うことはできないものとする。

- 2 前項の規定により受注者が発注者の事前の承諾を得て設計変更を行う場合、当該変更により受注者に追加費用又は損害が発生したときは、原則として受注者が当該追加費用又は損害を負担するものとする。ただし、発注者が必要と認めた場合には発注者が負担するものとし、負担方法については受注者と協議する。この場合において、受注者は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて発注者に請求するものとする。
- 3 第1項の設計変更に起因する工期の変更については、第39条第2項を準用する。

### 第3章 施工及び工事監理業務

#### 第1節 総則

(施工に関する基本方針)

第21条 受注者は、本章に規定する工事の施工及びこれに付随して行う業務を実施するに当たっては、その時期（施工時間帯を含む。）及び実施方法等について、事前に発注者と十分に協議し、事業実施場所の活動等に支障がないよう留意しなければならない。また、受注者は、施工期間中の各事業実施場所における発注者の発注にかかる第三者の施工する他の工事（作業を含む。以下「別途工事」という。）の予定を事前に発注者に確認し、発注者を通じて別途工事の請負業者と十分に調整を行うとともに、事業実施場所の活動等に支障がないよう発注者と十分協議の上、別途発注者が指示する施工計画書を作成しなければならない。

(施工)

第22条 受注者は、事業指針、設計図書、施工計画書、工事監理業務に必要な書類・図書等及び工期に従い、かつ、各種共通仕様書等を遵守して、工事の施工を行わせなければならない。

なお、受注者は、施工計画書、工事監理業務に必要な書類・図書等及びその他要求水準書において工事の施工に当たり発注者への提出が求められている書類を、発注者受注者協議のうえ、発注者の定める提出期限までに、発注者に提出するものとする。

- 2 仮設、施工方法その他工事の施工を行うために必要な一切の業務手段については、事業者提出書類、施工計画書において特に提案されているものも含め、受注者が自己の責任及び費用において行うものとする。
- 3 受注者は、工事の施工に必要な工事用電力、水道、ガス等をすべて自己の費用及び責任において調達しなければならない。
- 4 受注者は、工事の施工に際し、樹木、排水溝、室内照明、自火報感知器等の既存物の移設が必要となる場合には、発注者と協議し、発注者の指示に基づき、各種共通仕様書等を遵守のうえ、受注者が自己の責任及び費用においてこれらを移設し、速やかに法令に適合した機能回復等を行うものとする。ただし、発注者が、機能回復等を不要としたものについては、この限りでない。
- 5 受注者は、工事の施工期間中、事業実施場所に常に必要な書類を整備させなければならない。
- 6 発注者は、受注者に対し、施工体制台帳（建設業法第24条の8に規定する施工体制台帳をいう。）の閲覧及び施工体制にかかる事項についての報告を求めることができる。

(施工に関する許認可及び届出等)

第23条 受注者は、工事の施工に関する本件契約上の義務を履行するために必要となる許認可等の取得、届出等の一切を自己の責任及び費用において行う。

- 2 受注者が発注者に対して協力を求めた場合、発注者は受注者による前項の許認可等の取得及び届出等に必要な資料の提出等についての必要な協力を行うものとする。
- 3 受注者が、第1項の許認可の申請に当たって、関係所轄官庁との間で協議を行った場合には、当該協議録を作成、保管し、発注者から提出を求められた場合には、速やかにこれを提出するものとする。

(工事検査)

第24条 受注者は、事業実施場所の所在する各施設において、工事の施工が完了するごとに、施設単位で、工事検査を行い、各施設においていずれも、設計、施工及び工事監理業務に係る業務水準を満たしていることを確認する。

(現場代理人等)

第25条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に配置させ、要求水準書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。なお、現場代理人、主任技術者及び監理技術者は、これを兼ねることができる。

(1) 現場代理人

(2) ア 主任技術者（建設業法第26条第3項の工事の場合には専任の技術者。以下同じ。）

イ 監理技術者（建設業法第26条第3項の工事の場合には専任の技術者。以下同じ。）

ウ 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項第2号に規定する者をいう。以下同じ。）

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場の運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、請求及び受領、請求の受理、決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

(工事監理)

第26条 受注者は、事業指針及び要求水準書第4章3節「工事監理業務の要求水準」に従い、工事の工事監理業務を行う。

2 受注者は、工事の施工に着工する前に、自らの責任及び費用により、対象施設ごとに工事監理者を配置し、配置後速やかに発注者に対して当該配置の事実を通知する。

3 受注者は、各対象施設を監理する工事監理者をして、工事監理記録を作成し、定期的に工事監理の状況を発注者に報告するものとし、発注者が要請したときは、随時報告を行わせるものとする。

4 受注者は、品質の管理を行うため、発注者と協議のうえ、品質管理のためのチェックリストを作成し、発注者の承認を得るとともに、対象施設単位で工事監理業務が完了するごとに、当該チェックリストに基づき、工事監理記録等の内容を検査のうえ、その結果を発注者に報告するものとする。

5 受注者は、対象施設単位で工事の施工が完了するごとに、当該事業実施場所の監

理を担当していた者をして、要求水準書に定める工事検査を行わせた後、速やかに、発注者に対して要求水準書に定める工事検査報告を行わせる。

- 6 受注者は、発注者に対し、対象施設ごとに、前項の工事検査を行う7日前（当該日が発注者の休日に当たる場合は、直前の発注者の開庁日）までに、発注者に対して、当該工事検査の日程を通知する。
- 7 発注者は、第5項の工事検査に立会うことができる。  
ただし、発注者は、工事検査への立会いを理由として、何らの責任を負担するものではない。
- 8 受注者は、工事監理者が工事監理を行い、かつ、本条の規定を遵守するうえで必要となる協力を行う。

（化学物質の濃度測定）

第27条 受注者は、対象施設単位で工事の施工が完了するごとに、前条第5項の工事検査の前に、下記の化学物質の濃度測定を行い、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認しなければならない。

記

ホルムアルデヒド

トルエン

キシレン

エチルベンゼン

スチレン

パラジクロロベンゼン（教育施設に限る）

以上

- 2 受注者は、前条第5項に定める工事検査報告までに、発注者に対し、前項の測定結果を記載した測定結果報告書を提出しなければならない。
- 3 第1項の濃度測定の結果、第1項の化学物質の濃度が厚生労働省が定める指針値以下であることが確認できないときは、発注者は、第36条第1項の完成検査を実施しない。

（事業実施場所の管理等）

第28条 受注者は、工事の施工を実施するに当たり、事業実施場所、使用が必要となる駐車場及び資材置場等の場所等について、使用場所ごとに、事前に、発注者に対してその使用期間を明らかにした届出を発注者の定める様式に従って行い、発注者から使用についての承諾を得なければならない。

- 2 受注者は、工事の施工を実施するに当たり、事業実施場所の上下水道及び電気等の設備を使用する場合には、使用する設備ごとに、事前に、発注者に対してその使用期間を明らかにした届出を発注者の定める様式に従って行い、発注者から使用についての承諾を得るとともに、当該使用期間中、発注者の指示する費用を発注者に支払わなければならない。
- 3 受注者は、発注者が使用を承諾した期間、善良なる管理者の注意義務をもって前2項の規定による使用についての承諾を得た場所等の管理を行う。

(施工及び工事監理における再委託)

- 第29条 受注者は、施工業務の一部に限って第三者に請け負わせることができるものとし、業務の全部を第三者に請け負わせることはできない。また、受注者は、工事監理業務を第三者に再委託することができるものとする。
- 2 受注者は、工事の施工及び工事監理を行うに当たって、第三者を使用する場合、事前に発注者に届け出てその承諾を得なければならない。

(施工及び工事監理責任)

- 第30条 受注者は、工事の施工及び工事監理に関する一切の責任を負担する。
- 2 前条の工事の施工及び工事監理に関する第三者の使用はすべて受注者の責任において行うものとし、施工及び工事監理に関して受注者が直接又は間接に使用する第三者の行為はすべて受注者の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて受注者の責めに帰すべき事由として、受注者が責任を負うものとする。

(現場代理人等に対する措置要求)

- 第31条 第25条の現場代理人、監理技術者等、第26条の工事監理者、受注者の使用人、又は第29条の規定による第三者が、その業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、第17条の規定を準用する。

(安全性の確保)

- 第32条 受注者は、工事の実施にあたっては、施設利用者、近隣住民等に対する安全確保を最優先するとともに、工事の安全管理を徹底し、事故防止に努める。
- 2 受注者は、事業実施場所内においても、工事で使用する範囲は必要最小限とし、安全確保が必要な場所、並びに施設管理者及び発注者が必要と判断した場所については、仮囲い等により安全確保を図る。また、工事作業場所についても同様とする。工事用車両の運行経路の策定にあたっては、施設利用者、近隣住民等の安全に配慮

し、事前に発注者及び施設管理者との協議・調整を行う。

- 3 受注者は、工事期間中は、必要に応じて交通誘導員を配置するなど、受注者の責任で事業実施場所の安全性の確保に配慮する。

(施工に伴う近隣対策等)

第33条 受注者は、自己の責任及び費用において、騒音、振動、臭気、有害物質の排出、熱風、温風、光害、粉塵の発生、交通渋滞及びその他施工により近隣住民の生活環境が受ける影響を検討し、合理的な範囲の近隣対策を実施する。

- 2 受注者はこの近隣対策の実施について、発注者に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。
- 3 受注者は、発注者の承諾を得ない限り、近隣調整の不調を理由として、施工計画書に規定する施工計画を変更することはできない。
- 4 近隣調整の結果、工期の遅延が見込まれる場合、発注者及び受注者は協議のうえ、速やかに、工期を変更することができる。
- 5 近隣調整の結果、受注者に生じた費用（工期が変更されたことによる費用増加も含む。）については、受注者が負担するものとする。ただし、受注者が、事業指針を遵守し、かつ合理的な範囲の近隣対策を実施しているにもかかわらず、受注者に生じた追加費用又は損害は、合理的な範囲内において発注者が負担するものとし、負担方法については受注者と協議する。この場合において、受注者は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて発注者に請求するものとする。

## 第2節 発注者による確認

(発注者による説明要求及び事業実施場所立会い等)

第34条 発注者は、随時、工事が、事業指針、各種共通仕様書等、設計図書、及び工事監理業務に必要な書類・図書等に従い、施工されていることを確認できるものとする。この場合において、発注者は、工事の施工の状況その他について、受注者に事前に通知したうえで、受注者又は第29条に規定する第三者に対してその説明を求めることができるものとし、また、事業実施場所において施工状況を自ら立会いのうえ確認することができるものとする。

- 2 受注者は、前項に規定する施工の状況その他についての説明及び発注者による確認の実施につき、発注者に対して最大限の協力を行うものとし、また、受注者は第三者をして、発注者に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせるものとする。
- 3 第1項に規定する説明又は確認の結果、施工状況が事業指針、各種共通仕様書等、

設計図書、及び工事監理業務に必要な書類・図書等を客観的に逸脱していることが判明した場合、発注者は、受注者に対してその是正を求めるものとし、受注者はこれに従わなければならない。

- 4 受注者は、施工期間中に受注者が行う検査について、事前に発注者に対して通知するものとする。

なお、発注者は、受注者が行う検査又は試験に立会うことができるものとする。

- 5 発注者は、本条に規定する説明又は報告の受領、確認の実施又は立会いを理由として、工事の施工の全部又は一部のいずれに関しても何らの責任を負担するものではない。

(中間確認)

第35条 発注者は、工事が事業指針、各種共通仕様書等、設計図書、及び工事監理業務に必要な書類・図書等に従い、施工されていることを確認するため、工事の施工期間中、必要な事項に関する中間確認を実施することができるものとする。

- 2 前項の中間確認の結果、施工状況が、事業指針、各種共通仕様書等、設計図書、及び工事監理業務に必要な書類・図書等の内容を客観的に逸脱していることが判明したときは、発注者は受注者に対してその是正を求めることができ、受注者はこれに従わなければならない。
- 3 発注者は、第1項の中間確認の実施を理由として、工事の施工の全部又は一部のいずれに関しても何らの責任を負担するものではない。

### 第3節 完成検査

(完成検査)

第36条 発注者は、受注者から第26条第5項に規定する工事監理者による報告を受けた後、14日以内（14日目の日が発注者の休日に当たる場合は、その直後の発注者の開庁日まで）に、報告を受けた対象施設ごとに工事の完成検査を実施し、いずれも設計、施工及び工事監理業務に係る業務水準を満たしていることを確認するものとする。

- 2 完成検査の結果、工事が設計、施工及び工事監理業務に係る業務水準に従い施工されているときは、発注者は受注者に対し、完成検査完了通知書を交付する。
- 3 発注者が、完成検査後14日以内（14日目の日が発注者の休日に当たる場合は、その直後の発注者の開庁日まで）に、受注者に対し、何らの通知を行わないときには、受注者は完成検査に合格したものとみなすことができる。

- 4 完成検査の結果、工事の施工状況が、設計、施工及び工事監理業務に係る業務水準の内容を客観的に逸脱していることが判明したときは、発注者は受注者に対してその是正を求めることができ、受注者は、自らの責任と費用において、これに従わなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の是正の完了を報告した日から 14 日以内（14 日目の日が発注者の休日に当たる場合は、その直後の発注者の開庁日まで）に再度、完成検査を実施するものとする。当該完成検査の結果、工事の施工状況がなおも設計、施工及び工事監理業務に係る業務水準の内容を逸脱していることが判明した場合には、前項及び本項を適用し、以降、完成検査が繰り返される場合も同様とする。
- 6 発注者は、第 1 項に規定する完成検査を行ったことを理由として、設計、施工、工事監理その他本件契約に基づく受注者の業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

（部分使用）

第37条 発注者は、前条の完成検査の規定による引渡し前であっても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意義務をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第 1 項の規定により発注者、施設利用者等が工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に追加費用又は損害が発生したときは、当該追加費用又は損害を合理的な範囲で負担しなければならない。この場合において、受注者は当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて発注者に請求するものとする。

#### 第 4 節 工期等の変更等

（工期）

第38条 施設ごとの工期は、要求水準書記載のとおりとする。

- 2 受注者は、すべての対象施設について、要求水準書に記載のある施設ごとの引き渡し日までに、発注者における使用を可能な状態としたうえで、発注者に対する引き渡しを完了しなければならない。

（工期の変更）

第39条 発注者が受注者に対して工期の変更を請求した場合又は受注者が不可抗力事由若しくは受注者の責めに帰すことのできない事由により工期を遵守できないことを理由としてその変更を請求した場合、発注者及び受注者は協議により当該変更の当否を定めるものとする。

- 2 受注者が、受注者の責めに帰すべき事由により、工期を遵守できないことを理由としてその変更を請求した場合、発注者は、当該変更の当否を定めるものとする。
- 3 第1項において、発注者及び受注者の間において協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合、発注者が協議の結果を踏まえて合理的な工期又は供用開始時を定めるものとし、受注者はこれに従わなければならない。
- 4 発注者は、前項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(工期の延長変更による費用等の負担)

第40条 発注者の責めに帰すべき事由により、前条に基づいて工期を延長変更した場合、当該延長変更に伴って受注者に生じた追加費用又は損害は合理的な範囲内において発注者が負担するものとし、負担方法については受注者と協議する。この場合において、受注者は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて発注者に請求するものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 受注者の責めに帰すべき事由により、前条に基づいて、発注者が、工期の延長変更を認めた場合、受注者は、当該延長変更に伴い発注者が負担した追加費用及び発注者が被った損害(変更がなければ交付されるべき交付金又は補助金等の金額を含むが、それに限られない。)につき、合理的な金額を発注者に対して支払うものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 3 不可抗力事由、本事業に直接関係する法令改正等又はこれらの事由と前各項に掲げる事由の全部又は一部が複合して、工期が変更された場合の追加費用又は損害(変更がなければ交付されるべき交付金又は補助金等の金額を含むが、それに限られない。)の負担は、第7章の定めに従うものとする。
- 4 発注者は、第1項及び第2項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(工期の遅延による費用等の負担及び違約金)

第41条 発注者の責めに帰すべき事由によって、工期が遅延する場合、当該遅延に伴って受注者に生じた追加費用又は損害は、合理的な範囲内において発注者が負担するものとし、負担方法については受注者と協議する。この場合において、受注者は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて発注者に請求するものとする。

2 受注者の責めに帰すべき事由によって、工期が遅延する場合、受注者は、発注者に対し、各対象施設に係る工期の最終日(第39条に基づき工期変更がなされた場合には、変更後の工期における最終日)の翌日から実際に受注者から発注者に対して引渡された日までの期間(ただし、受注者の責めに帰すことができない事由により施工業務が工期より遅延した期間が競合する場合は、その期間を除き、両端日を含む。)において、契約金額につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を違約金として支払うものとする。

3 受注者は、前項に定める工期の遅延によって発注者が負担した追加費用及び発注者が被った損害(遅延がなければ交付されるべき交付金又は補助金等の金額を含むが、それに限られない。)につき、前項の違約金とは別に合理的な金額を発注者に対して支払うものとする。

(工事の中止)

第42条 発注者は、工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定により、工事の施工の全部又は一部を一時中止させた場合で必要があると認めるときは、受注者と協議のうえ、工期を変更することができる。この場合において、受注者が工事の再開に備え、事業実施場所を維持し、又は労働者の雇用を維持し、施工機械器具等を保持する等した結果、工事の施工の一時中止に伴う追加費用を必要とした場合又はその他受注者に損害が生じた場合には、発注者は当該追加費用又は損害を合理的な範囲内において負担するものとし、受注者は、

当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて発注者に請求するものとする。

- 3 発注者は、不可抗力事由又は本事業に直接関係する法令改正等により、施工の全部又は一部が一時中止された場合で必要があると認めるときは、受注者と協議のうえ、工期を変更することができる。
- 4 不可抗力事由、本事業に直接関係する法令改正等、又はこれらの事由と前各項に掲げる事由の全部又は一部が複合して、工事の施工の全部又は一部が一時中止された場合において、受注者が工事の再開に備え、事業実施場所を維持し、又は労働者の雇用を維持し、施工機械器具等を保持する等した結果、工事の施工の一時中止に伴う追加費用を必要とした場合又はその他受注者に損害が発生した場合の追加費用又は損害の負担は、当該追加費用又は損害のうち合理的な範囲のものについて、不可抗力事由による場合は第71条第2項及び第3項を適用し、上記法令改正等による場合は第72条第2項を適用し、事由が複合した場合は、上記法令改正等による追加費用又は損害であることが明らかな部分を除き不可抗力事由によるものとみなして第71条第2項及び第3項を適用する。この場合において、受注者は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて発注者に請求するものとする。

(危険負担等)

第43条 履行期間までに、仮設物、工事現場に搬入済みの工事材料その他施工器具等が、不可抗力事由により滅失し、又はき損し、その結果、受注者に追加費用又は損害が発生したときは、発注者及び受注者は、当該追加費用又は損害のうち合理的な範囲のものについて、第71条第2項及び第3項によるものとする。この場合において、受注者は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて発注者に請求するものとする。

- 2 前項の場合、本件契約の取扱いは、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 滅失又はき損の程度が甚大で修復に多額の費用を要する場合は、発注者及び受注者は原則として本件契約の全部又は一部を解除するものとする。ただし、受注者が任意の判断で発注者の認める期間内に受注者の費用負担において事業実施場所に再施工する場合にはこの限りでない。この再施工をする場合、前項は適用せず、発注者は受注者の追加費用又は損害を負担しない。
  - (2) 前号の場合以外のき損の場合には、受注者は設計どおり修復して事業実施場所に施工するものとする。この場合に受注者に生じる追加費用又は損害の負担については、前項を準用するものとし、発注者は、修復に要する合理的期間を限度として工期の延長を認めるものとする。

(3) 前2号の場合、発注者は受注者に対し、損害賠償の請求は行わない。

(契約不適合責任)

第44条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第45条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し引渡し（（第37条の場合を含む。）以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から契約書に定められた担保期間内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その

旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から一年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者又は施工企業の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 本件契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に定める住宅を新築する建設工事の請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条第1項及び第2項に定める部分のかし（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは発注者の担当者の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

## 第5節 その他業務

（交付金の申請手続のための協力業務）

- 第46条 発注者は、本事業に関し交付金の交付を受ける場合には、受注者は、当該交付金の実績報告の期限までに、すべての対象施設について、第36条の完成検査に合格し、発注者における使用を可能な状態としたうえで、発注者に対する工事のすべての引き渡しを完了するとともに、第2条第6項に基づき発注者が必要として受注者に対し指示する当該交付申請のための業務を完了しなければならない。
- 2 受注者が、受注者の責めに帰すべき事由により、前項の期限までに前項の債務の

履行を完了することができなかつたときは、受注者は、発注者に対し、次項に定める延滞違約金を支払うとともに、発注者が前項の交付金の交付を受けられなかつた場合には、当該債務の不履行に伴い発注者が被つた損害（遅延がなければ交付されるべき前項の交付金の金額を含むが、それに限られない。）につき、合理的な金額を支払うものとする。

- 3 前項の延滞違約金の額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

#### 第 4 章 契約保証金等

（契約保証金等）

第 47 条 代表企業は本件契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、発注者においてその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - (3) 本件契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証
  - (4) 本件契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - (5) 本件契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項第 5 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。ただし、受注者は、当該保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であつて、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
  - 3 第 1 項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第 5 項において「保証の額」という。）は、第 48 条の委託料の 100 分の 3 以上としなければならない。
  - 4 第 1 項の規定により、代表企業が同項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 4 号又は第 5 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
  - 5 委託料の変更があつた場合には、保証の額が変更後の委託料の 100 分の 3 に達す

るまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、代表企業は、保証の額の減額を請求することができる。

- 6 発注者は、工事目的物が検査に合格し、かつ引渡しを受けたのちに、第1項第1号の契約保証金又は同項第2号の有価証券等を代表企業に返還するものとする。
- 7 代表企業が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は、第68条2項各号に掲げる者による本件契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

## 第5章 委託料の支払

### (委託料の金額)

第48条 本事業に係る委託料は、頭書の契約金額の項の記載のとおりとする。

### (賃金又は物価の変動に基づく委託料の変更)

第49条 発注者又は受注者は、工期内で本件契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により委託料が不相当となったと認めるときは、相手方に対して委託料（ただし、施工業務費に限る。以下、本条において同じ。）の金額の変更を請求することができる。

- 2 前項の規定による請求は、残工事の工期が2月以上ある場合でなければこれを行うことができない。
- 3 発注者又は受注者は、第1項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（ただし、施工業務費に限る。委託料から当該請求時の出来形部分に相応する委託料を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（ただし、施工業務費に限る。変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を越える額につき、委託料の金額の変更に応じなければならない。
- 4 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者受注者協議して定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 5 第1項の規定による請求は、本条の規定により委託料の金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「本件契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく委託料の金額変更の基準とした日」とするものとする。

- 6 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、委託料の金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、委託料の金額の変更を請求することができる。
- 7 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託料の金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、委託料の金額の変更を請求することができる。
- 8 第6項及び前項の場合において、委託料の金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内には協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 9 この事業契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。
- 10 発注者は、第4項又は第8項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

#### (委託料の支払)

第50条 発注者は、工事のすべてが第36条の完成検査に合格し、かつ、すべての対象施設の発注者における使用を可能な状態としたうえで工事のすべてについての引き渡しを受けるとともに、受注者が第2条第6項に基づき発注者に必要として受注者に対し指示する交付金の交付申請のための業務を完了した後に、受注者から、所定の手続きに従って委託料の請求があつたときは、請求を受けた日から40日以内に受注者に支払わなければならない。ただし、次条による前金払及び第55条による部分払があるときは、その金額を除く。

#### (前金払)

第51条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、履行期間の末日を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結させたときは、その保証証書を発注者に寄託して、前金払を請求することができる。ただし、その額は、第48条の委託料のうち、施工業務費につき4割以内、設計業務費及び工事監理業務費につき3割以内とする。

- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当

該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

- 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して14日以内に前払金を支払わなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、支払期限を延長することができる。
- 4 受注者は、第1項の規定により前金払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、履行期間の末日を保証期限とする保証契約を締結したときは、その保証証書を発注者に寄託して、中間前金払を請求することができる。ただし、その額は、第48条の委託料のうち、施工業務費につき2割以内とする。この場合においては、第1項ただし書及び前2項の規定を準用する。
- 5 受注者は、第55条による部分払又は第50条による委託料の支払を請求した後にあっては、前項の中間前金払を請求することができない。
- 6 受注者は、第4項の中間前金払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該請求の結果を受注者に通知しなければならない。
- 7 前6項の規定により前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）をした後において、委託料の金額が著しく増減したときは、その増減した額について既に支払った前払金（中間前払金を含む。以下同じ。）の率により計算した額を、発注者は、受注者に追加払し又は受注者をして還付させることができる。

#### （保証契約の変更）

第52条 受注者は前条第4項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ保証金額を変更後の委託料に合わせた額に変更する内容に前金払保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、委託料が減額された場合において、前金払保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 4 代表企業は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第53条 受注者は前払金及び中間前払金を本事業の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費及び仮設費並びに現場監理費及び一般管理費等のうちに工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。なお、工事の現場監理費及び一般管理費等のうち工事の施工に要する費用に係る支払に充当するについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を充当してはならない。

(保証契約の解除)

第54条 発注者は、前金払保証契約が解除されたときは、受注者をして前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

(部分払)

第55条 発注者は、要求水準書に特別の定めがある場合を除き、工事（委託料の金額100万円以上かつ工期3か月以上の工事に限る。）の完成前に、出来形部分及び設計図書で部分払の対象に指定した工事材料（以下「出来高部分」という。）につき、受注者が作成する工事内訳書の単価に基づいて計算した委託料相当額（以下「出来高額」という。）の10分の9以内の額について、受注者の請求の有無にかかわらず、次項から第8項までに定めるところにより、部分払をすることができる。ただし、前金払をした場合にあつては、次の算式により計算した額を支払金額から控除する。

(控除すべき額)

$$(\text{出来高額} \times \text{施工業務に関する前払金額}) \div \text{施工業務費}$$

- 2 本件契約が、債務負担行為に係る契約であつて、かつ、国又は県からの補助金等（各年度ごとに交付の申請をするものに限る。）の交付の対象となる契約である場合は、第1項中「10分の9」とあるのは「10分の10」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 3 受注者は中間前金払を請求した後にあつては、部分払を請求することができない。ただし、発注者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- 4 受注者は部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来高部分の確認を発注者に請求しなければならない。
- 5 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、

当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 6 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 7 受注者は第5項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から起算して14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 8 前項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項中「委託料相当額」とあるのは「委託料相当額から既に部分払の対象となった委託料相当額を控除した額」とするものとする。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第56条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における委託料の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、下表左欄のとおりとする。ただし、当該会計年度の前年度における支払未済額（前会計年度における支払限度額から前会計年度における支払額を控除した額をいう。）は、当該会計年度における支払限度額に加算するものとする。

- 2 各会計年度の出来高予定額は、下表右欄のとおりとする。
- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

支払限度額		出来高予定額	
令和8年度	0円	令和8年度	0円
令和9年度	契約金額全額	令和9年度	契約金額全額

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第57条 本件契約が債務負担行為に係る契約である場合は、本件契約のうち各会計年度に係る部分をそれぞれ単独の契約とみなして、第51条及び第52条の規定を準用する。この場合において、「履行期間の末日」とあるのは「各会計年度において履行すべき期間の末日」と、「第48条の委託料」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（ただし、第58条第3項に規定する出来高超過額を支払ったときは、これを控除した額）」と読み替えるものとする。この場合において、発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、契約を締結した会計年度に翌会計年度分の前払金

を含めて支払うことができる。

- 2 前項の場合において、受注者は各会計年度において中間前金払を請求することができる。ただし、当該会計年度において、部分払（第58条第3項に規定する出来高超過額の支払を除く。）を請求した後にあっては、この限りでない。
- 3 前2項の場合において、受注者は発注者の当該年度の予算の執行が可能となる時期以前に前金払を請求することはできない。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における出来高額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、受注者は出来高額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前金払を請求することができない。
- 5 前項に規定する場合においては、当該出来高額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第52条第4項の規定を準用する。
- 6 前5項の場合において、要求水準書に特別の定めがあるときは、受注者は、それにしたがって、前金払を請求することができる。

#### （債務負担行為に係る契約の部分払の特則）

第58条 本件契約が債務負担行為に係る契約である場合は、本件契約のうち各会計年度に係る部分をそれぞれ単独の契約とみなして、第55条の規定を準用する。この場合において、「施工業務に関する前払金額」とあるのは「当該会計年度に係る施工業務に関する前払金額」と、「施工業務費」とあるのは「当該会計年度の施工業務費（ただし、第3項に規定する出来高超過額を支払ったときは、これを控除した額）」と読み替えるものとする。

- 2 前項の場合において、当該会計年度末における出来高額が当該会計年度までの出来高予定額に達したときは、受注者は中間前金払を請求した後であっても、当該会計年度において部分払を請求することができる。
- 3 第1項の場合において、当該会計年度末における出来高額が当該会計年度までの出来高予定額を超えたときは、受注者は翌会計年度の当初に当該超過額を部分払として請求することができる（この規定による部分払の額を以下「出来高超過額」という。）。
- 4 第1項及び第3項の場合において、受注者は発注者の当該年度の予算の執行が可能となる時期以前に部分払を請求することはできない。

## 第6章 契約の終了等

(発注者による契約解除)

第59条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本件契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本件契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1)第77条第6項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2)正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (3)工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (4)第25条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (5)正当な理由なく、第44条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6)前各号に掲げる場合のほか、本件契約に違反したとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本件契約を解除することができる。

- (1)第77条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2)第77条第6項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- (3)本件契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4)引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5)受注者が本件契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6)受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は代表企業がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7)契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8)前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9)第64条の規定によらないで本件契約の解除を申し出たとき。

- (10)受注者が、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (11)受注者が、本事業に着手すべき期日を過ぎても本事業に着手せず、相当の期間を定めて発注者が理由の説明を求めても当該遅延について受注者から発注者が満足すべき合理的な説明がないとき。
- (12)受注者の責めに帰すべき事由により、工期内に完成せず、かつ、工期経過後60日以内に本事業を完成する見込みが明らかでないとき。
- (13)受注者が、是正の指示を受けたにもかかわらず、是正の指示があった日から3か月以上経過してもなお是正の指示の対象となった事項が是正されないとき。
- (14)その他受注者が本件契約又は本件契約に基づき合意した条項のいずれかに違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 3 全ての本事業が発注者に引き渡される前に前2項の規定に基づき本件契約が全部若しくは一部解除された場合には、受注者は、発注者に対し、速やかに解除に係る事業実施場所をすべて工事着工前の原状に復したうえ、発注者に返還する。
- 4 全ての本事業が発注者に引き渡される前に第1項及び第2項の規定に基づき本件契約が全部若しくは一部解除された場合に、発注者が受注者に対し事業実施場所の本件契約解除時における現状での引渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、受注者は解除に係る事業実施場所を解除時における現状のまま、発注者に返還する。
- 5 前項の場合、本事業の出来形部分で発注者が承認したものは発注者の所有とし、発注者はこれに相応する委託料を受注者に支払うものとする。ただし、第51条による前金払及び第55条による部分払があるときは、その金額を除く。
- 6 受注者は本条に基づく解除により発注者が被った損害額が、第68条に定める違約金の合計額を上回る場合は、その差額を発注者の請求に基づき支払わなければならない。
- 7 第51条の前払金が引渡し済みの本事業に対応する委託料（第55条の部分払があるときは、その金額を控除した後の金額）を上回るときは、受注者は発注者に対し、解除後速やかに、その上回る額を返還しなければならない。
- 8 全ての工事が発注者に引き渡された後に本件契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(独占禁止法違反等を理由とする発注者による契約解除)

第60条 発注者は、受注者又は協力企業につき、本件契約に関して次の各号のいずれ

かに該当したときは、本件契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。本件契約締結時までに施行された改正を含む。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者若しくは協力企業が構成事業者である事業者団体が同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、同法第 7 条第 1 項の規定に基づく排除措置命令、第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金の納付命令、同法第 8 条の 2 第 1 項に基づく排除措置命令又は同法第 8 条の 3 に基づく課徴金の納付命令を行い、当該構成企業又は協力企業が当該納付命令に係る行政事件訴訟法第 14 条の出訴期間を徒過したとき又は当該期間内に出訴したがその訴えを却下若しくは棄却する判決が確定したとき。
  - (2) 受注者若しくは協力企業又は構成企業若しくは協力企業の役員、代理人、使用人その他の従業者に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
  - (3) 受注者又は協力企業の役員若しくは代理人、使用人その他の従業者に対し、刑法第 198 条に規定する刑が確定したとき。
  - (4) その他受注者又は協力企業の役員若しくは代理人、使用人その他の従業者が第 1 号から前号に規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。
- 2 発注者は、受注者又は協力企業が、次の各号のいずれかの事由に該当した場合、本件契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 役員等（構成企業又は協力企業における役員又はその支店若しくは営業所〔常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。〕を代表する者をいう。以下、本項において同じ。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれがある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
  - (2) 暴力団関係者が顧問に就任するなど事実上、経営に参加していると認められるとき。
  - (3) 役員等が業務に関し、不正に財産上の利益を得るため、又は債務の履行を強要するために暴力団関係者を使用したと認められるとき。
  - (4) 役員等がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
  - (5) 役員等が暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (6) 下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方

が本項第1号から第5号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

- 3 受注者は、本事業を、第1項又は前項各号のいずれかの事由に該当する第三者に請け負わせ、又は委託することはできない。また、さらに本事業を請け負い又は受託した第三者が、第1項又は前項各号のいずれかの事由に該当する別の第三者に請け負わせ、又は委託することもできないものとし、その下の請負又は委託についても同様とする。
- 4 受注者は、第三者が前項の事由に該当することが判明した場合、直ちに当該第三者との間の契約を解除する等し、当該第三者が本事業に直接又は間接に関与しないよう措置をとったうえで、その旨を発注者に報告しなければならない。受注者がかかる措置を直ちにとらない場合、発注者は、本件契約を解除することができる。
- 5 発注者が本条により本件契約を解除した場合の処理には、前条第3項から第7項の規定を準用する。
- 6 発注者が本件契約を解除するか否かにかかわらず、全ての工事が発注者に引き渡される前か後かにかかわらず、受注者が第1項及び第2項の各号のいずれかに該当することが発覚した場合、損害の発生の有無に関わらず、受注者は、自ら及び構成企業をして、連帯せしめたうえ、発注者に対し、本件契約解除の違約罰として、第48条の委託料の税込金額の10分の1の金額を支払うものとする。ただし、本件契約の解除が、一部解除である場合、その解除の範囲、原因及び発注者の実損害等の実情を勘案したうえで、発注者の判断において、違約罰の額を減額することがある。ただし、発注者が被った損害の額が当該違約罰額を超過する場合は、発注者は、かかる超過額について別途受注者に損害賠償請求を行うことができる。
- 7 受注者が、第1項に該当した場合であって、かつ次の各号の一に該当したときは、発注者が本件契約を解除するか否かにかかわらず、その発覚が工事のすべての引渡し前か後かにかかわらず、第6項の違約罰に加えて契約金額の100分の5の違約罰を別途支払うものとする。
  - (1) 第1項第1号に該当する課徴金納付命令について、独占禁止法第7条の2第1項（又は同法8条の3）の規定の適用があるとき。
  - (2) 受注者が発注者に受注者が第1項各号に規定する違法な行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 8 受注者について、第1項及び第2項の各号のいずれかに該当することが発覚し、これにより発注者が被った損害額が、第6項の違約罰の額（第7項の違約罰が加わる場合には、その違約罰の額を含む。）を上回る場合は、発注者が本件契約を解除するか否かにかかわらず、その差額金を発注者の請求に基づき支払わなければならない

い。ただし、発注者は、受注者が発注者に差し入れている第47条に基づく契約保証金又は担保を、当該差額金に先に充当することができるものとし、残額がある場合には違約罰に充当することができるものとする。

- 9 発注者は、受注者が第2項各号に該当しないことを確認するため、兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）に対して照会を行うことができる。受注者は、発注者の求めに応じて、照会にあたって必要となる事項について情報を提供しなければならない。
- 10 発注者は、受注者が第2項各号に該当する旨の本部長からの回答又は通報（以下「回答等」という。）を受けた場合、神戸市契約等事務から暴力団等を排除するため、発注者は、その回答等の内容について、外郭団体等を含む発注者の関係部局と情報を共有することができる。

（適正な賃金の支払に関する措置）

第61条 発注者は、受注者が雇用する労働者に対する賃金の支払について、受注者が最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたときは、本件契約を解除することができる。

- 2 受注者は、受注者が本事業の業務遂行のために使用する下請負人と工事に係る請負契約を締結する場合及び再受託者と業務に係る業務委託契約を締結する場合においては、前項から次項までの規定の趣旨に即した契約を締結しなければならない。
- 3 発注者は、受注者が本事業の業務遂行のために使用する下請負人や再受託者がその雇用する労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたときは、受注者に対して、当該受注関係者と締結している契約の解除など必要な措置を講じるよう求めるものとする。
- 4 第1項の規定に基づき本件契約を解除した場合、受注者は、発注者の指定する期間内に第48条の委託料の税込金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。）の10分の1に相当する額を損害の発生の有無に関わらず、違約罰として発注者に支払わなければならない。
- 5 受注者が前項の額を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年100分の3の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- 6 受注者が共同企業体である場合は、前各項の規定中「受注者」とあるのは「受注者又は受注者の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。
- 7 前項の場合において、受注者が解散されているときは、発注者は、受注者の代表

者であった者又は構成員であった者に第4項又は第5項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して第4項又は第5項の額を発注者に支払わなければならない。

- 8 前各項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。
- 9 発注者が本条により本件契約を解除した場合の処理には、第59条第3項から第8項の規定を準用する。

(受注者の社会保険加入義務)

第62条 受注者は、次の各号に掲げる届出をさせていなければならない。ただし、当該届出の義務がない者を除く。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

- 2 発注者は、受注者が前項各号に掲げる届出をさせていないときは、本件契約を解除することができる。
- 3 受注者は、受注者が第1項各号に掲げる届出をさせていない場合は、発注者の請求に基づき、契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。）の10分の1に相当する額を損害の発生の有無に関わらず、違約罰として発注者の指定する期間内に発注者に支払わせなければならない。ただし、受注者と本件契約しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合を除く。
- 4 受注者が前項の額を発注者の指定する期間内に支払わせないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年100分の3の割合で計算した額の延滞利息を発注者に支払わせなければならない。
- 5 代表企業が共同企業体である場合は、前各項の規定中「受注者」とあるのは「受注者又は受注者の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。
- 6 前項の場合において、受注者が解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に第3項又は第4項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して第3項又は第4項の額を発注者に支払わなければならない。
- 7 前各項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。
- 8 発注者が本条により本件契約を解除した場合の処理には、第59条第3項から第8項の規定を準用する。

(下請負人の社会保険加入義務)

第63条 受注者は、前条第1項各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険未加入建設業者」という。）を下請負人とさせてはならない。ただし、当該届出の義務がない者を除く。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険未加入建設業者を下請負人とさせることができる。

(1) 受注者と直接下請契約を締結する下請負人

次のいずれにも該当する場合

ア 当該社会保険未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

イ 発注者の指定する期間内に当該社会保険未加入建設業者が前条第1項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

(2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人

次のいずれかに該当する場合

ア 当該社会保険未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

イ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

3 発注者は、受注者が社会保険未加入建設業者と直接下請契約を締結したときは本件契約を解除することができる。ただし、前項に規定する場合を除く。

4 前項の規定に基づき本件契約を解除した場合、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。）の10分の1に相当する額を損害の発生の有無に関わらず、違約罰として発注者の指定する期間内に発注者に支払わせなければならない。

5 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、損害の発生の有無に関わらず、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わせなければならない。

- (1)社会保険未加入建設業者が第2項第1号に掲げる下請負人である場合において、同号アに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号イに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき（ただし、第3項の規定により本件契約を解除した場合を除く。）受注者が当該社会保険未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負契約額の10分の1に相当する額
- (2)社会保険未加入建設業者が第2項第2号に掲げる下請負人である場合において、同号アに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号イに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき（ただし、第3項の規定により契約解除した場合を除く。）当該社会保険未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負契約額の100分の5に相当する額
- 6 受注者が第4項及び前項の額を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年100分の3の割合で計算した額の延滞利息を発注者に支払わなければならない。
- 7 受注者が共同企業体である場合は、前各項の規定中「受注者」とあるのは「受注者又は受注者の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。
- 8 前項の場合において、受注者が解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に第4項、第5項及び第6項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して第4項、第5項及び第6項の額を発注者に支払わなければならない。
- 9 前各項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。
10. 発注者が本条により本件契約を解除した場合の処理には、第59条第3項から第8項の規定を準用する。

（受注者による契約解除）

第64条 発注者が、発注者の責めに帰すべき事由により、受注者に対する支払いを遅延し、かつ、発注者が受注者から書面による催告を受けた日以後、60日を経過しても、なお発注者が当該支払いを行わないときは、受注者は、発注者に改めて書面により本件契約を解除する旨の通知を行い、本件契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本件契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。受注者に対する支払いが遅延した場合、発注者は、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、支払時点における遅延した金額に対する支払期日の翌日から支払済みに至るまで、支払遅延防止法第8条第1項に従い計算した額（1年を365日として日割り計算）を受注者に対して

遅延損害金として支払うものとする。

- 2 発注者が、発注者の責めに帰すべき事由により、本件契約上の重要な義務に違反し、かつ、受注者から書面による催告を受けた日以後、60日を経過しても、なお当該義務の違反を是正しないときは、受注者は発注者に改めて書面により本件契約を解除する旨の通知を行い、本件契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本件契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第1項及び本項に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、第1項及び本項の規定による契約の解除をすることができない。

- 3 全ての工事が発注者に引き渡される前に第1項又は第2項の規定に基づき本件契約が解除された場合には、受注者は、発注者に対し、速やかに事業実施場所をすべて工事着工前の原状に復したうえ、発注者に返還するものとし、発注者は、受注者に対し、当該解除により受注者が被った損害を合理的な範囲内において賠償するものとし、負担方法については受注者と協議する。この場合において、受注者は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて発注者に請求するものとする。

- 4 全ての工事が発注者に引き渡される前に第1項又は第2項の規定に基づき本件契約が解除された場合に、発注者が受注者に対し事業実施場所の本件契約解除時における現状での引渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、受注者は、事業実施場所を解除時における現状のまま、発注者に返還する。この場合、第59条第5項及び第7項を準用する。

- 5 第1項又は第2項に基づき本件契約が全部解除された場合において、受注者が発注者に対して差し入れた契約保証金又はこれに代わる担保が返還されていないときは、契約終了後、受注者が発注者に申し出たときは、発注者は受注者に対し、速やかに契約保証金又はこれに代わる担保を返還するものとする。

- 6 全ての工事が発注者に引き渡された後に本件契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(任意解除権の留保)

第65条 発注者は、理由の如何を問わず、180日以上前に受注者に対して通知したうえで、本件契約を解除することができる。

- 2 全ての工事が発注者に引き渡される前に、前項の規定に基づき本件契約を解除した場合には、受注者は、速やかに事業実施場所をすべて工事着工前の原状に復したうえ、発注者に返還する。また、発注者は、受注者に対し、当該解除により受注者

が被った損害を合理的な範囲内において賠償するものとし、負担方法については受注者と協議する。この場合において、受注者は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて発注者に請求するものとする。

- 3 全ての工事が発注者に引き渡される前に、第1項の規定に基づき本件契約が解除された場合に、発注者が受注者に対して、事業実施場所の解除時における現状での引渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、受注者は、事業実施場所を解除時における現状のまま、発注者に返還する。この場合、第59条第5項及び第7項を準用する。

## 第7章 不可抗力事由又は法令改正等による契約内容の変更等

(不可抗力事由に基づく解除)

第66条 発注者及び受注者は、不可抗力事由により相手方の本件契約上の義務の履行が遅延し、又は不可能となった場合、当該履行遅滞及び履行不能を相互に本件契約に基づく相手方の債務不履行とはみなさないものとする。

- 2 発注者は、不可抗力事由により本件契約の一部又は全部の履行ができなくなったと認める場合には、受注者と協議のうえ、本件契約を変更し、又は本件契約の一部又は全部を解除することができる。
- 3 前項の定めにより本件契約が解除された場合、解除時に既に発注者に対し工事の一部が引渡し済みであるときは、発注者及び受注者は、解除時において発注者又は受注者が履行済みの部分については解除することができず、発注者は、工事の全部又は一部が不可抗力事由により滅失し、又はき損した場合であっても、受注者に対し、引渡し済みの工事に対応する委託料につき、解除後、受注者から、所定の手続きに従って上記委託料の請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に受注者に支払わなければならない。ただし、第51条による前金払及び第55条による部分払があるときは、その金額を除く。また、第51条の前払金が引渡し済みの工事に対応する委託料(第55条の部分払があるときは、その金額を控除した後の金額)を上回るときは、受注者は発注者に対し、解除後速やかに、その上回る額を返還しなければならない。
- 4 工事の全てが発注者に引き渡される前に、第2項の規定に基づき本件契約が解除された場合には、受注者は、速やかに事業実施場所をすべて工事着工前の原状に復したうえ、発注者に返還する。
- 5 工事の全てが発注者に引き渡される前に、第2項の規定に基づき本件契約が解除された場合に、発注者が受注者に対して、事業実施場所の解除時における現状での

引渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、受注者は、事業実施場所を解除時における現状のまま、発注者に返還する。この場合、第 59 条第 5 項及び第 7 項を準用する。

(本事業に係る直接法令改正等が行われた場合等の解除)

第67条 本件契約の締結日以後に本事業に直接関係する法令改正等がされた場合又は受注者の責めに帰すべき事由によらないで許認可等の効力が失われた場合に、本事業の継続が不可能となったときは、発注者は、受注者と協議のうえ、本件契約を解除することができる。本条に基づき本件契約が解除されたときは、前条第 3 項から第 5 項までの規定を準用する。

(解除に伴う措置)

第68条 次の各号のいずれかに該当する場合には、第 47 条に規定する契約保証金又はこれに代わる担保は違約金として発注者に帰属するものとする。ただし、同条第 1 項のただし書の規定により同項の保証又はこれに代わる担保を付していないときは、当該保証に相当する額を違約金として第 59 条第 5 項の規定による支払額から控除する。

(1) 第 59 条の規定により契約を解除した場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき理由によって受注者の債務について履行不能となった場合。

2 次の各号に掲げるものが本件契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第 1 項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 6 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 7 第3項前段及び第4項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第59条第1項、第59条第2項又は第66条第2項の規定によるときは発注者が定め、第60条及び第64条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段、第4項後段及び第5項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 8 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（不可抗力事由による契約内容の変更等）

第69条 発注者及び受注者が、本件契約締結日以後の不可抗力事由により、本件契約に基づく自己の義務を契約どおりに履行することができなくなった場合、発注者及び受注者は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを相手方に対して通知しなければならない。

- 2 発注者及び受注者は、前項の通知がなされて以降、本件契約に基づく自己の義務が不可抗力により履行不能となった場合、履行不能となった範囲で履行期日における当該義務の履行義務を免れるものとする。
- 3 不可抗力により本件契約の一部若しくは全部が履行不能となった場合又は不可抗力事由により対象施設若しくは工事への重大な損害が発生した場合、受注者は当該

不可抗力の影響を早期に除去すべく、最大限の努力を行うものとする。

- 4 発注者及び受注者は、第1項の通知を相手方から受領した場合、不可抗力事由により契約どおりに履行できなくなった業務について、いずれも相手方に生じる損害が最小限となるよう、義務内容の変更及びこれに伴う追加費用につき速やかに協議を行うものとする。

(法令改正等による契約内容の変更等)

第70条 発注者及び受注者が、本件契約締結日以後の本事業に直接関係する法令改正等により、本件契約に基づく自己の義務を契約どおりに履行することができなくなった場合、発注者及び受注者は、その内容を詳細に記載した書面をもって直ちにこれを相手方に対して通知しなければならない。

- 2 発注者及び受注者は、前項の通知がなされて以降、本件契約に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなった場合、履行期日における当該義務が適用法令に違反する限りにおいてその履行義務を免れるものとする。
- 3 本件契約締結日以後の税制度の変更を含む法令変更（受注者の税の軽減を目的とする措置を含む。）、又は技術革新等により、本件契約に基づく受注者の業務に係る費用を低減することが可能となった場合、発注者は受注者と協議の上、必要な範囲で事業指針の内容を変更し、委託料の減額を行うものとする。
- 4 発注者及び受注者は、第1項の通知を相手方から受領した場合、本事業に直接関係する法令改正等に対応し、いずれも相手方に生じる損害が最小限となるよう、義務内容の変更及びこれに伴う追加費用額につき速やかに協議を行うものとする。

(不可抗力事由による追加費用又は損害の負担)

第71条 不可抗力事由によって、受注者に追加費用又は損害が生ずる場合、受注者は、当該事実が発生した後、直ちに当該追加費用又は損害の状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の追加費用又は損害及び第69条に基づく義務内容の変更に伴う受注者の追加費用のうち合理的な範囲内の追加費用又は損害について、全ての工事の引渡し前に不可抗力事由が生じ、これにより受注者に発生した合理的な範囲内の追加費用又は損害については、第48条に規定する委託料のうち、引渡し未了の工事に対応する委託料（消費税及び地方消費税別）の100分の1に至るまでは受注者が負担するものとし、これを超える額については発注者が負担する。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事（要求水準書に定めがあるもの又は発注者の指示によるものに限る）における損害については、発注者が損害合計額を負担するものと

する。また、全ての工事の引渡し前に不可抗力事由に該当する複数の事由が発生した場合でも、それぞれ受注者に追加費用又は損害が生じた場合には、それらの追加費用又は損害の額をすべて合計したうえで、引渡未了の工事に対応する委託料（消費税及び地方消費税別）の100分の1に至るまでは受注者が負担するものとし、これを超える額については発注者が負担する。ただし、発注者又は受注者が第83条に基づき付保した保険に基づき保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は、まず、発注者が負担すべき追加費用又は損害の額から控除し、その控除後も残余があるときは、当該残余額につき、受注者が負担すべき追加費用又は損害の額から控除する。

- 3 前項に基づき発注者が負担する追加費用又は損害の負担方法については受注者と協議する。この場合において、受注者は、当該追加費用又は損害の内訳及びそれを証する書類を添えて発注者に請求するものとする。
- 4 第69条の義務内容の変更及びこれに伴う追加費用につき、不可抗力事由が生じた日から60日以内に発注者及び受注者の協議が調わない場合は、発注者が不可抗力に対する対応方法を受注者に通知し、受注者はこれに従い本事業を継続する。なお、この場合の追加費用の負担についても前項を準用する。

（法令改正等による追加費用又は損害の負担）

第72条 本事業に直接関係する法令改正等によって、受注者に追加費用又は損害が生ずる場合、受注者は、当該事実が発生した後、直ちに当該追加費用又は損害の状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の追加費用又は損害、及び第70条に基づく義務内容の変更に伴う受注者の追加費用のうち合理的な範囲内の追加費用又は損害を負担するものとし、負担方法については受注者と協議する。この場合において、受注者は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて発注者に請求するものとする。なお、本事業に直接関係する場合以外の法令改正等による場合の受注者に発生した追加費用及び損害については、受注者の負担とする。
- 3 第70条の義務内容の変更及びこれに伴う追加費用につき、本事業に直接関係する法令改正等の公布日から60日以内に発注者及び受注者の協議が調わない場合は、発注者が当該法令改正等に対する対応方法を受注者に通知し、受注者はこれに従い本事業を継続する。なお、この場合の追加費用の負担についても前項を準用する。ただし、本事業の採算性に著しく影響を与える本事業に直接関係する法令改正等の場合には、発注者及び受注者は、本事業の継続の可能性を検討することを目的として、協議の期間を60日以上に延長できるものとする。

(事由の複合による追加費用又は損害の負担)

第73条 本件契約に定める契約内容の変更事由の全部又は一部が複合してなされた契約変更起因して、発注者及び受注者に追加費用又は損害が発生したときのそれぞれの負担額については、その変更事由ごとに、変更に与えた影響度合いを算出し、これらを按分したうえで、各変更事由に定める発注者及び受注者の負担割合を適用して、発注者、受注者がそれぞれ負担する追加費用及び損害の額を決定する。

## 第8章 その他

(関連工事の調整)

第74条 受注者は、受注者の施工する工事及び別途工事が施工上関連する場合においては、受注者は発注者及び当該事業実施場所の施設管理者を通じ、別途工事の請負者と十分調整を行い、事業を円滑に進めるものとする。

この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

2 発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(協議等)

第75条 発注者及び受注者は、必要と認める場合は、本件契約に基づく一切の業務に関する事項につき、相手方に対し協議を求めることができる。

2 発注者と受注者が前項に基づき協議を行ったときは、受注者はその協議録を作成、保管し、発注者から提出を求められたときは、速やかにこれを提出するものとする。

(公租公課の負担)

第76条 本件契約及び本件契約に基づく一切の業務の実施に関して生じる公租公課は、すべて受注者の負担とする。

2 発注者は、第48条に定める委託料に対する消費税及び地方消費税(各支払時点において有効な消費税率及び地方消費税率による。)を除き、関連するすべての公租公課について一切負担しないものとする。ただし、本件契約に別途定めがある場合を

除く。

(契約上の地位等の譲渡)

- 第77条 受注者は、発注者が事前に承諾した場合を除き、本件契約上の地位及び権利義務を第三者に対して譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。
- 2 受注者は、本件契約の契約期間中において発注者に事前に書面で承諾を得なければ、受注者の組織、代表者、役員、又は株主等の変更又は合併その他受注者の法人としての実体に変更を及ぼすような行為を一切してはならない。
- 3 本件契約が契約期間中に終了し、発注者が引き続き対価等の支払いをする場合において、受注者を存続させておくことができない事情が発生したときは、発注者は、それを拒む合理的理由がない限り、受注者が発注者に対して有する対価等の支払請求権を受注者の株主又は融資機関に譲渡することを承諾するものとする。
- 4 受注者は、工事目的物並びに工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第24条の規定による検査に合格したもの及び第55条第5項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 5 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなお本件契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項の承諾をしなければならない。
- 6 受注者は、前項の規定により、第1項の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金を本件契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(秘密保持)

- 第78条 発注者及び受注者は、法令に従って開示する場合を除き、本件契約上の秘密を本事業の遂行にかかる資金調達に関して契約上守秘義務を負う金融機関並びに発注者及び受注者の弁護士、公認会計士、ファイナンシャルアドバイザー、協力企業を除く第三者に漏洩したり、本件秘密文書(互いに本事業に関して知り得た相手方の営業上及び技術上の秘密に属する一切の事項及び情報が記載された文書又は当該情報が記録された電磁的記録をいう。以下同じ。)等を滅失、毀損又は改ざんしてはならず、また、本件契約上の秘密及び本件秘密文書を本件契約の履行以外の目的に使用してはならない。

- 2 発注者及び受注者は、法令に従って開示する場合を除き、本件契約上の義務の履行ないしは本件契約上の権利の行使に係る事務に従事している者及び従事していた者（本件契約に基づき本事業の全部又は一部を第三者に委託する場合における当該第三者を含む）、本事業の遂行にかかる資金調達に関して契約上守秘義務を負う金融機関並びに発注者及び受注者の弁護士、公認会計士、ファイナンシャルアドバイザー、協力企業に、本件契約上の秘密を第三者に漏洩させ、本件秘密文書を滅失、毀損又は改ざんさせ、又は本件契約上の秘密ないしは本件秘密文書を本件契約の履行以外の目的に使用させてはならない。
- 3 受注者は、本件契約に基づく本事業の全部又は一部を第三者に委託する場合には、当該第三者に対し、その受託業務遂行事務に従事させる者及び従事させていた者との関係で、前項において受注者が発注者に対し約したのと同様の義務を負わせなければならない。本事業の遂行にかかる資金調達に関して契約上守秘義務を負う金融機関並びに発注者及び受注者の弁護士、公認会計士、ファイナンシャルアドバイザー、協力企業に本件契約上の秘密に該当する情報を提供する場合には、当該金融機関、弁護士、公認会計士、ファイナンシャルアドバイザー、協力企業についても同様とする。
- 4 受注者は、本事業を行うにつき、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）を取り扱う場合は、漏洩、紛失又は毀損の防止等、個人情報の適切な管理のために必要な措置を、神戸市個人情報保護条例（平成9年神戸市条例第40号）を含む関係法令の規定に従うほか、発注者の指示を受けて適切に取り扱うものとする。
- 5 受注者は、本事業に従事する者又は従事していた者に対して、その事務に関して知り得た個人情報について、前項の規定に従い、適切に取り扱うよう徹底させるものとする。
- 6 発注者は、受注者が本事業を行うにつき、取り扱っている個人情報の保護状況について、随時に調査することができる。
- 7 発注者は、受注者が本事業を行うにつき、個人情報の取扱いが不適切であると認められるときは、必要な勧告を行うことができる。この場合、受注者は直ちに発注者の勧告に従わなければならない。

（著作権の譲渡等）

第79条 受注者は、契約図書または要求水準書などにおいて明記された成果物又は成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）

に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含むもののうち受注者に帰属するもの（著作権法第2章第2款に規定する著作者人格権を除く。）を当該成果物の引渡し時に発注者に譲渡する。

#### （著作者人格権の制限）

第80条 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。この場合において、受注者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

- (1) 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。
- (2) 本件建築物の完成、増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
- (3) 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
- (4) 本件建築物を増築し、改築し、修繕若しくは、模様替により改変し、又は取り壊すこと。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は合意を得た場合は、この限りではない。

- (1) 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。
- (2) 本件建築物に受注者の実名又は変名を表示すること。

3 発注者が著作権を行使する場合において、受注者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

#### （特許権等）

第81条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令等に基づき保護されている第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用する場合、当該第三者から承諾を得た上でこれを使用するものとし、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。当該第三者の権利に関する紛争が生じたときは、受注者において、発注者が損害賠償義務等を負わされることのないよう対応するものとする。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、要求水準書に特許権等の対象である旨の明示がなく、

かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

- 2 前項本文の紛争により、発注者が損害賠償義務等を負わされることとなった場合には、受注者が自らの責任及び費用において、発注者に代わりこれを履行するものとする。

#### (相殺)

第82条 発注者は、受注者に対して金銭債権を有するときは、当該金銭債権と受注者が発注者に対して有する金銭債権とを相殺することができる。

- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

- 3 第1項の場合において、相殺の充当の順序は発注者が指定することができる。

#### (付保すべき保険等)

第83条 受注者は、受注者の費用負担の下に、損害保険会社との間で、発注者の承諾する保険契約を、各々の保険期間の始期までに締結し、締結後速やかに、発注者に対し、当該保険証券を呈示するとともに、原本の写しであることを証する旨の写しの作成者の文言及び押印のある当該保険証券の写しを交付するものとする。

- 2 受注者は、各々定める保険期間中、保険契約を維持しなければならない。

- 3 発注者は、受注者が第1項の保険契約の一部又は全部を締結しないときは、自ら保険契約を締結することができる。この場合において、発注者は受注者に対し、当該保険の保険料及び同保険契約締結に要した費用の全部を請求することができる。

- 4 保険金の請求は、第1項の場合は受注者、第3項の場合は発注者が行うものとし、発注者及び受注者は、互いに保険金請求を行う相手方に協力するものとする。

- 5 別途定める保険に基づき発注者又は受注者が保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は、まず、当該保険金受領発生原因となった事由により生じた追加費用又は損害のうち、発注者が負担すべき追加費用又は損害の額から控除し、その控除後も残余があるときは、当該残余額につき、受注者が負担すべき追加費用又は損害の額から控除する。

#### (遅延損害金)

第84条 発注者及び受注者が、本件契約の各条項に基づき、相手方に対して支払うべき金員を所定の期日までに支払わないときは、未払い額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第14条及び第8条第1項に基づいて財務大臣が定める率と同率の

割合で計算した額を、遅延損害金として相手方に支払うものとする。

- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
  - (1) 工期内に工事を完成することができないとき
  - (2) 工事目的物に契約不適合があるとき。
  - (3) 第59条の規定により、工事目的物の完成後に本件契約が解除されたとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、第47条に定める契約保証金又は保証金額もしくは保険金額の額を違約金・違約罰として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。なお、第2号の場合には、受注者は、発注者の被った損害額が違約金・違約罰の合計額を上回る場合は、その差額を発注者の請求に基づき支払わなければならない。
  - (1) 第59条の規定により工事目的物の完成前に本件契約が解除されたとき
  - (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は代表企業の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき
  - (3) 第60条第1項、2項又は4項、第61条第1項、第62条第2項又は第63条第3項の規定により本件契約が解除されたとき
- 4 第68条2項の各号に掲げる者が本件契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- 5 第2項各号又は第3項各号に定める場合（前項の規定により第3項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が本件契約及び取引上の社会通念に照らして代表企業の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第2項及び第3項の規定は適用しない。
- 6 第2項第1号の場合においては、発注者は、第41条第2項に定める額を違約金として請求できるものとする。ただし、発注者が、第37条の規定により、工事目的物の部分を使用したときは、その部分に対する請負代金相当金額を控除して違約金を計算する。
- 7 第3項の場合において、第47条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金・違約罰及び損害賠償の額に充当することができる。
- 8 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が本件契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるもの

であるときは、この限りでない。

- (1) 第64条の規定により本件契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

## 第9章 雑則

(請求、通知等の様式等)

第85条 本件契約に定める請求、通知、報告、説明、申出、届出、承諾、勧告、指導、催告、要請、契約終了告知、解除又は解約その他の意思表示等の通知（以下「本件契約に定める請求等」という。）は、相手方に対する書面をもって行われなければならない。

### 2 削除

3 本件契約上の期間の定めは、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）が規定するところによるものとする。

(準拠法)

第86条 本件契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(管轄裁判所)

第87条 本件契約に関する紛争は、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとし、発注者及び受注者は、同裁判所の専属的管轄に服することに合意する。

(定めのない事項等)

第88条 本件契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき又は本件契約の解釈若しくは本件契約の規定事項の事実への適用に関して疑義が生じたときは、その都度、発注者及び受注者が誠実に協議のうえ、これを定めるものとする。

(仮契約)

第89条 この契約は、仮契約であって、市会の議決があったときに、本契約として効力を生ずるものとする。

- 2 発注者は、この契約が本契約として効力が生ずるまでの間に受注者がプロポーザル参加者の資格を失ったときはこの仮契約を解除することができる。
- 3 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合においては、一切の損害賠償の

責を負わないものとする。

## 別紙1 定義集

- (1) 施設 本件契約の対象となる建物を個別に又は総称していう。
- (2) 完成検査 発注者が受注者から工事の引き渡しを受けて供用を開始する前に、工事が設計、施工及び工事監理業務に係る業務水準を満たした状態にあることを確認するために必要な検査で、要求水準書の定めの規定に基づき受注者が行う工事検査の検査項目に準じるものをいう。
- (3) 業務水準 本件契約に基づく全ての業務に係る事業説明書等、事業説明書等への質問に関する回答、事業者提出書類及び各種共通仕様書等に記載の内容及び水準をいう。
- (4) 協力企業 本事業開始後、受注者から本事業に係る業務を受託し、又は請け負うことを予定している企業をいう。
- (5) 工期 本件契約の履行期間をいう。
- (6) 削除
- (7) 工事監理業務に必要な書類・図書等 要求水準書の「第4」「1」「(4)」の項の表中「施工中」及び「完了時」の欄に記載の資料をいう。
- (8) 削除
- (9) 事業指針 本件契約、要求水準書、要求水準書に関する質問への回答、事業説明書等、事業説明書等に関する質問への回答及び事業者提出書類をいう。
- (10) 事業実施場所 施設及びその他本事業を実施するに当たって必要となる場所をいう。
- (11) 事業者提出書類 落札者が事業説明書等に基づき提出した一切の書類をいう。
- (12) 削除
- (13) 削除
- (14) 設計図書 要求水準書の「第2」「1」「(7)」の項に記載の設計成果品をいう。
- (15) 工事 本件契約に基づき実施されるすべての工事を対象施設ごとに個別に又は総称していう。
- (16) 削除
- (17) 事業説明書 本事業に関する事業説明書（公表後の変更を含む。）をいう。
- (18) 事業説明書等 事業説明書、要求水準書、事業契約書（案）、様式集、その他これらに関して発注者が追加で提示する資料をいう。
- (19) 事業説明書等に関する質問への回答 事業説明書等に関して提出された質問書を基に発注者が作成し、公表された回答書をいう。
- (20) 要求水準 要求水準書に記載された本事業の遂行に当たって、受注者が満たす

べき最低水準をいう。

(21) 要求水準書 本事業に関する要求水準書（公表後の変更を含む。）をいう。

(22) 不可抗力事由 提案時において、想定し得ないような、暴風、豪雨、洪水、台風、地震、地滑り、落盤、落雷、大雪、火災、不慮の事故、ストライキ、ロックアウト、暴動、伝染病、内乱、革命、戦争、爆発、外部電源からの長期の電力供給停止等の自然災害又は人為的な事象であって、発注者又は受注者の合理的な制御が不能なあらゆる事由をいう。

(23) 法令改正等 法令の制定又は改正をいう。

(24) 本件契約上の秘密 発注者及び受注者が本件契約上の義務の履行又は本件契約上の権利の行使に際して知り得た情報で、一般に公開されていないものをいう。ただし、本件契約締結前に既に、自ら保有していたもの及び公知であったもの並びに本件契約に関して知った後、自らの責めによらずして公知になったもの及び正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなく取得したものを除く。

(25) 本事業に直接関係する法令 特に本事業と類似の工事に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令であって、本事業に直接関係する新税の成立並びに消費税率及び地方消費税率の変更も含まれるが、これに該当しない法人税その他の税制の変更及び受注者に対して一般に適用される法律の変更は含まれないものとする。